

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免についてのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた65歳以上のかた（第1号被保険者）の令和2年度介護保険料について、次の要件のいずれかに該当する場合は、介護保険料の減免を受けられる場合があります。以下の内容をお読みいただき、減免を希望される場合は、必要書類（「3 提出書類」）をご提出ください。なお、申請の締め切りは令和4年3月31日まで（必着）となっております。

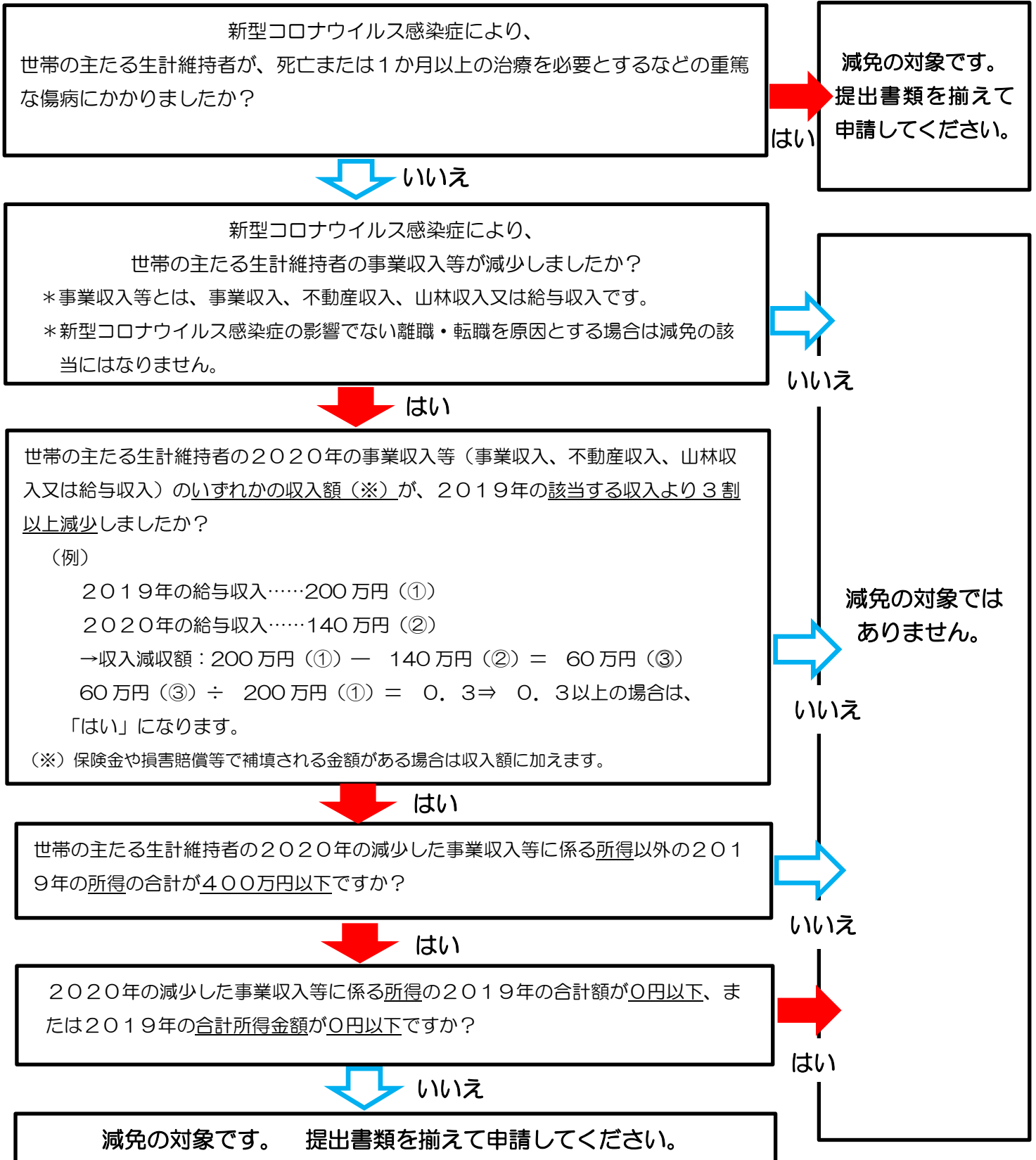
1 減免の要件

- (1) 65歳以上のかた（第1号被保険者）が属する世帯の主たる生計維持者（※）が、新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した、または1か月以上の治療を必要とするなどの重篤な傷病を負った
- (2) 65歳以上のかた（第1号被保険者）が属する世帯の主たる生計維持者（※）の令和2年（2020年）の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかについて、新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、次の①②に該当する
 - ① 令和2年（2020年）の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填される金額を控除した額）が、令和元年（2019年）の当該事業収入等の額の3割以上である。
 - ② ①で減少した所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下である。

減少した事業収入等に係る所得の令和元年（2019年）の所得の合計額が0円以下、または令和元年（2019年）の合計所得金額が0円以下の場合、減免額計算において減免額が算出できないため、減免対象外になります。

（※）主たる生計維持者とは、65歳以上のかたと住民票における同じ世帯のかたのことをいいます。

以下のフローチャートで、減免の要件を満たすかどうか確認のうえ申請してください。



2 減免対象となる介護保険料

令和元年度及び令和2年度の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料

※令和元年度保険料については、賦課権の期間制限の関係により減免対象とならない場合があります。また、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月以降に設定された場合など減免の対象にならない場合があります。

3 提出書類

減免の要件に沿って、次の提出書類を郵送してください。

- (1) 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症に罹患し、死亡した場合
次の①～③の書類が必要です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減額・免除申請書（区の様式）
⇒ ホームページからダウンロードしていただくか、お電話でご請求ください。
- ② 申請者の本人確認書類のコピー（次のうち、いずれか該当する書類）
 - ・1点で可（運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード（表面）等顔写真がついたもののコピー）
 - ・2点必要（介護保険・健康保険被保険者証、年金手帳、診察券、公共料金の領収書等のコピー）
- ③ 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、死亡したことが確認できる死亡診断書等のコピー

- (2) 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症に罹患し、1か月以上の治療を要するなどの重篤な傷病を負った場合
次の①～③の書類が必要です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減額・免除申請書（区の様式）
⇒ ホームページからダウンロードしていただくか、お電話でご請求ください。
- ② 申請者の本人確認書類のコピー（次のうち、いずれか該当する書類）
 - ・1点で可（運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード（表面）等顔写真がついたもののコピー）
 - ・2点必要（介護保険・健康保険被保険者証、年金手帳、診察券、公共料金の領収書等のコピー）
- ③ 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、重篤な傷病にかかったことが確認できる医師の診断書や保健所から交付された措置入院勧告書等のコピー

(3) 主たる生計維持者の令和2年(2020年)の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)のいずれかについて、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した場合。

次の①～⑤の書類が必要です。(事業等の廃止や失業のかたは⑥も必要)

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減額・免除申請書(区の様式)
- ② 主たる生計維持者の収入申告書(区の様式)
⇒ ①、②はホームページからダウンロードしていただくか、お電話でご請求ください。
- ③ 申請者の本人確認書類のコピー(次のうち、いずれか該当する書類)
 - ・1点で可(運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード(表面)等顔写真がついたもののコピー)
 - ・2点必要(介護保険・健康保険被保険者証、年金手帳、診察券、公共料金の領収書等のコピー)
- ④ 2020年(令和2年1月1日～令和2年12月31日)の収入が確認できる書類のコピー
- ⑤ 2019年(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の収入及び所得が確認できる書類のコピー
 - 【④⑤の書類例】
 - ・給与収入(確定申告書A、源泉徴収票、住民税申告書の控え等)
 - ・事業収入(確定申告書B、青色決算申告書の控え等の該当部分)
 - ・不動産収入(確定申告書B、青色決算申告書の控え等の該当部分)
 - ・山林収入(確定申告書B、青色決算申告書の控え等の該当部分)

なお、2019年中の所得の申告が必要なかたで、申告を行っていないかたは、申請前申告を行ってください。申告されていない場合は、審査ができません。
- ⑥ 事業等の廃止や失業されたかた
(例) 廃業届、退職証明書、離職票

4 申請受付期間・提出先

(1) 申請受付期間

令和4年3月31日まで(必着)となります。

(2) 提出先

〒153-8573 目黒区上目黒2丁目19番15号
目黒区介護保険課 介護保険資格・保険料係
電話 03-5722-9845

153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区役所 介護保険課 介護保険資格・保険料係
--



郵送する際に切り取って封筒に貼り付けてください。

5 申請にあたっての注意事項

(1) 提出書類の審査

提出された申請書及び提出書類に不備や不足があった場合は、再度の提出や追加送付をお願いすることがありますので、提出される前に十分確認のうえ提出してください。
書類に不備や不足がない場合、提出後1～2か月で審査結果を送付します。

(2) 減免決定後に保険料が払い過ぎとなった場合

還付通知を送付しますので、保険料の還付請求をお願いします。過去の保険料に未納があった場合は、未納分に充当し、さらに還付できる場合は還付となります。

(3) 減免決定後の保険料のお支払い

保険料の減免決定後も未納の保険料がある場合は、区から送付される納付書により納付してください。

6 減免額の計算方法

- (1) 主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した、又は1か月以上の治療を必要とするなどの重篤な傷病を負ったとき …… 全額免除
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和2年の事業収入等が減少し、減免の要件に該当するかたは、下記のとおりです。

「表1」で算出した対象保険料額に、「表2」の令和元年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $((A \times B / C) \times (d))$

【減免額の計算式】

$\begin{array}{ccc} \text{対象保険料額} & \times & \text{減額又は免除の割合} & = & \text{保険料減免額} \\ (A \times B / C) & & (d) & & \end{array}$
--

(表1)

$\text{対象保険料額} = A \times B / C$
A：当該第1号被保険者の保険料額
B：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少した事業収入等に係る令和元年の所得額 (減少した事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額)
C：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

(表2)

主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
200万円以下であるとき	全額
200万円を超えるとき	10分の8

(注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全額が免除になります。

【計算例】

主たる生計維持者である65歳以上のかたの収入	
令和元年	事業収入 300万円 (事業所得 200万円)、不動産収入 100万円 (不動産所得 50万円) → 合計所得金額 200万円+50万円
令和2年	事業収入 210万円、不動産収入 100万円
⇒	令和元年の事業収入 300万円 - 令和2年の事業収入 210万円
=	90万円 (前年より3割減少しているため減免該当)
令和2年度の介護保険料額	104,832円

	(保険料額)	(事業所得)	(合計所得金額)	
対象保険料額	104,832円	×	200万円	/ (200万円+50万円) = 83,865円
	(対象保険料額)		(減額又は免除の割合)	
減免額	83,865円	×	(10分の8)	= 67,092円
	(介護保険料額)		(減免額)	(減免後の保険料額)
減免後の保険料	104,832円	-	67,092円	= 37,740円